

# 丹生ダム建設事業 (水資源機構事業)

【再評価】

平成23年 7月

国土交通省 近畿地方整備局  
独立行政法人 水資源機構関西支社

# 目 次

はじめに

1. 河川やその流域の概要
2. 丹生ダム建設事業の概要
3. 事業の必要性等に関する視点
  - 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - 事業の投資効果
  - 事業の進捗状況
4. 事業の進捗の見込みの視点
5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点
6. 関係自治体の意見等
7. 対応方針(原案)

# はじめに

検証対象として区分しているダム事業については、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って検証中であり、同細目において、検証終了までの間に実施要領※<sup>1</sup>第3の1(4)「再評価実施後一定期間が経過している事業」は、実施要領及び従前の細目※<sup>2</sup>に基づき当該事業の再評価を行うものとされています。

丹生ダム建設事業は、検証対象ダムであり、平成22年9月28日に定められた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って、平成23年1月17日に「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し検討を行っています。

現在、検証に係る検討を行っているところですが、前回の再評価が平成20年度であり、実施要領に規定されている「再評価実施後に3年間の経過している事業」に該当することから、今回、実施要領及び従前の細目に基づき当該事業の再評価を行い、「検証終了までの間の事業の対応方針(案)」についてご意見を伺うものです。

このため検討の場での検討状況は含めず、現在の事業内容(河川整備計画策定時に検討した内容)を基に事業再評価を行っています。

今後は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえ作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。

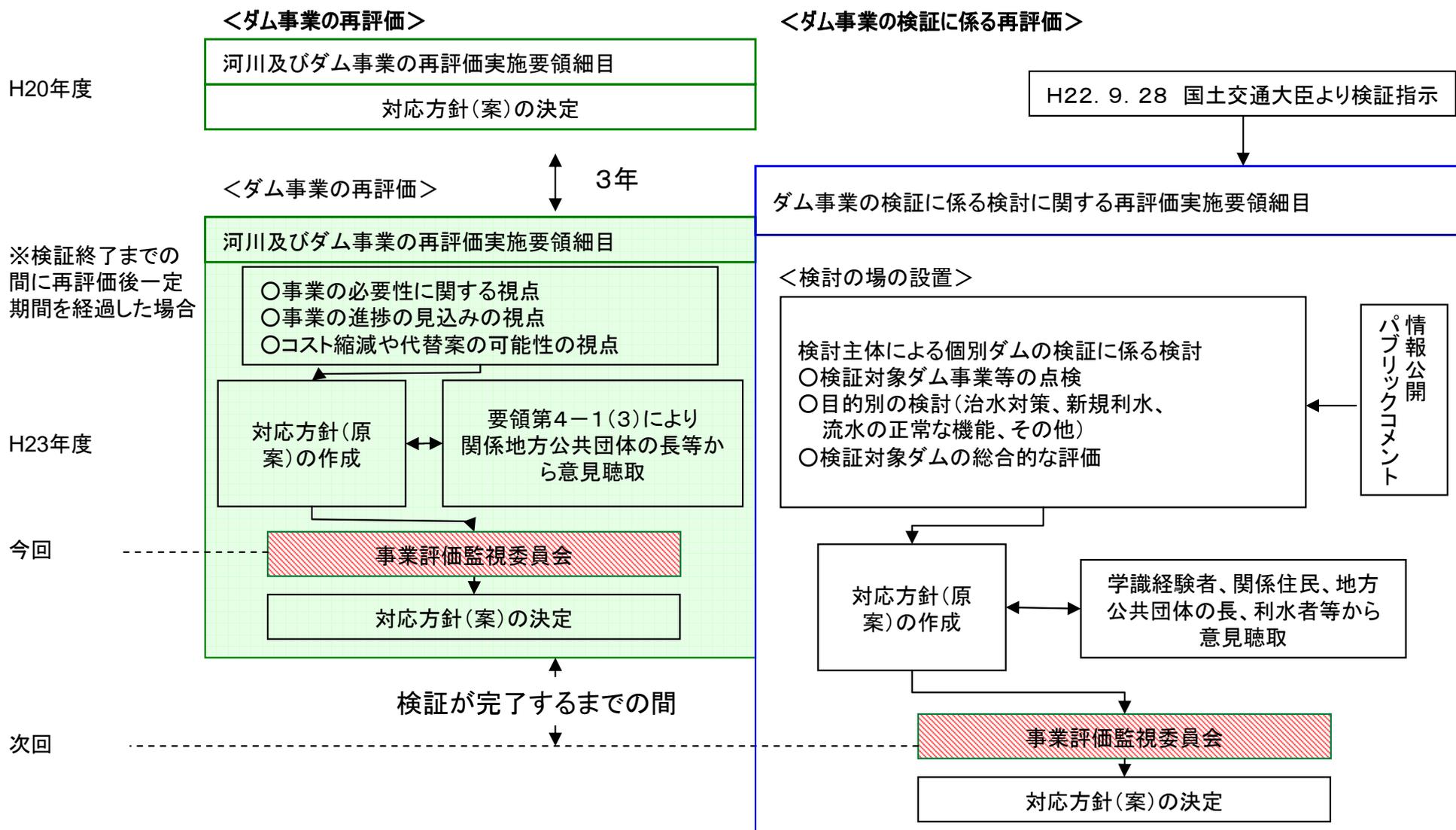
※1 実施要領:国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H23.4.1最終改定)

※2 従前の細目:河川及びダム事業の再評価実施要領細目(H22.4.1最終改定)

# はじめに

- ◆ 事業再評価は実施要領において再評価実施後一定期間(3年)が経過している直轄・機構のダム事業については概算要求書の提出時まで実施する。(実施要領 第4 1(2))
- ◆ 検証に係る検討を開始しているダム事業についても事業継続中であるため、検証終了までの間は、上記事業再評価を実施する。(実施要領細目\* 第5 1)
- ◆ 検証に係る検討結果を踏まえ、ダム事業の対応方針又は中止の方針原案を、あらためて事業評価監視委員会の意見をお聞きする。(実施要領細目\* 第3 1(3))

\*実施要領細目:ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目



# 1. 河川やその流域の概要

## 過去の災害実績(洪水): 姉川・高時川

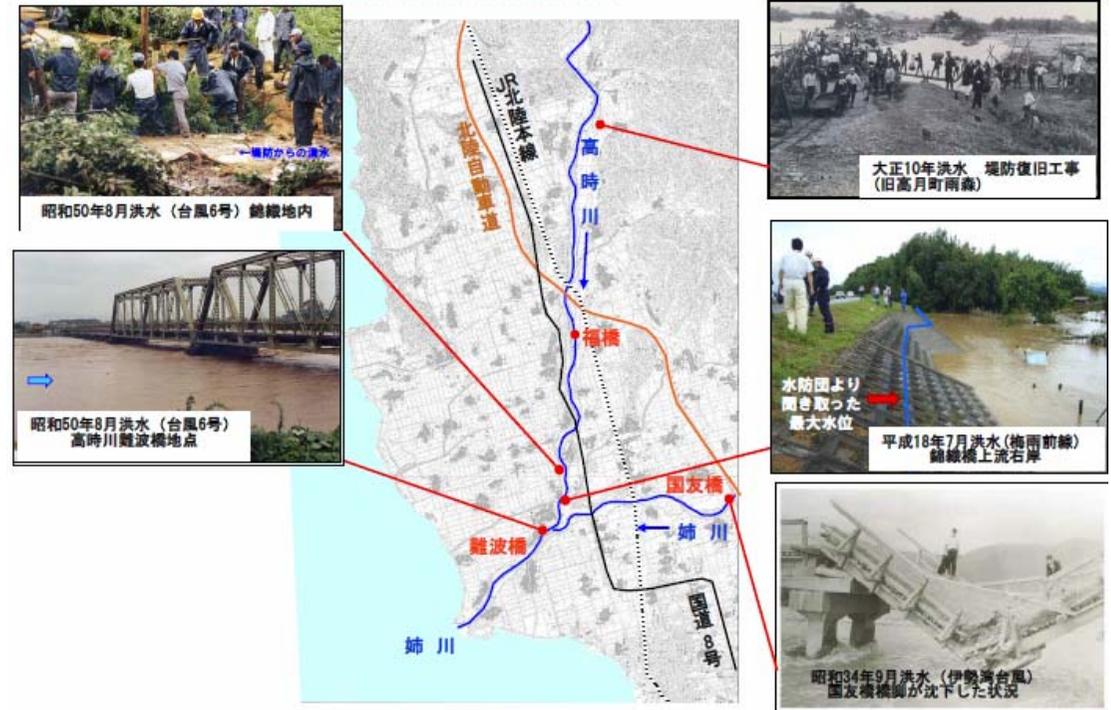
明治29年9月 台風  
全半壊／一部破壊:1,070戸／2,210戸  
浸水家屋:9,063戸  
死亡／負傷者:3人／8人

大正10年9月 台風  
旧高月町で堤防決壊  
全半壊／一部破壊:308戸／504戸  
浸水家屋:不明  
死亡／負傷者:5人／6人

昭和28年9月 台風13号  
旧余呉町で堤防決壊  
全半壊／一部破壊:1戸／—  
浸水家屋:515戸  
死亡／負傷者:0人／4人

昭和34年9月 伊勢湾台風(台風15号)  
姉川:今村橋、国友橋橋脚沈下  
旧浅井町堤防決壊  
全半壊／一部破壊:62戸／58戸  
浸水家屋:684戸  
死亡／負傷者:11人／8人  
(死者数に旧木之本町の土砂災害10人を含む)

昭和47年7月 梅雨前線  
旧余呉町菅並で溢水  
全半壊／一部破壊:0戸／数戸  
浸水家屋:82戸  
死亡／負傷者:—



出典:「昭和34年9月洪水国友橋橋脚が沈下した状況」  
→湖北圏域河川整備計画(原案)【姉川・高時川抜粋版】計画概要説明 H16.11.13 滋賀県

昭和50年8月 台風6号  
流量:野寺橋1,500m<sup>3</sup>/s(量水標流失のため推定値)  
旧余呉町上丹生で破壊  
全半壊／一部破壊:1戸／—  
浸水家屋:39戸  
死亡／負傷者:—

平成10年9月 台風7号  
旧木之本町溢水  
全半壊／一部破壊:—／—  
浸水家屋:4戸  
死亡／負傷者:—

# 1. 河川やその流域の概要

## 災害発生時の影響(洪水): 姉川・高時川

姉川・高時川の浸水想定区域図によると、概ね100年に1回起こりうる大雨(野寺橋地点の2日雨量440mm)により、長浜市内を中心に沿川区域の広い範囲で浸水が予想されます。特に、姉川と高時川の合流点付近は浸水深が5m以上になると予想される区域があります。

### ■ 浸水想定区域内の主な資産

- ・ 浸水面積: 約 7,500 ha
- ・ 浸水区域内人口: 約64,000人
- ・ 被害総額: 約4,700億円
- ・ 主要交通機関:  
JR北陸本線、国道8号線、  
北陸自動車道

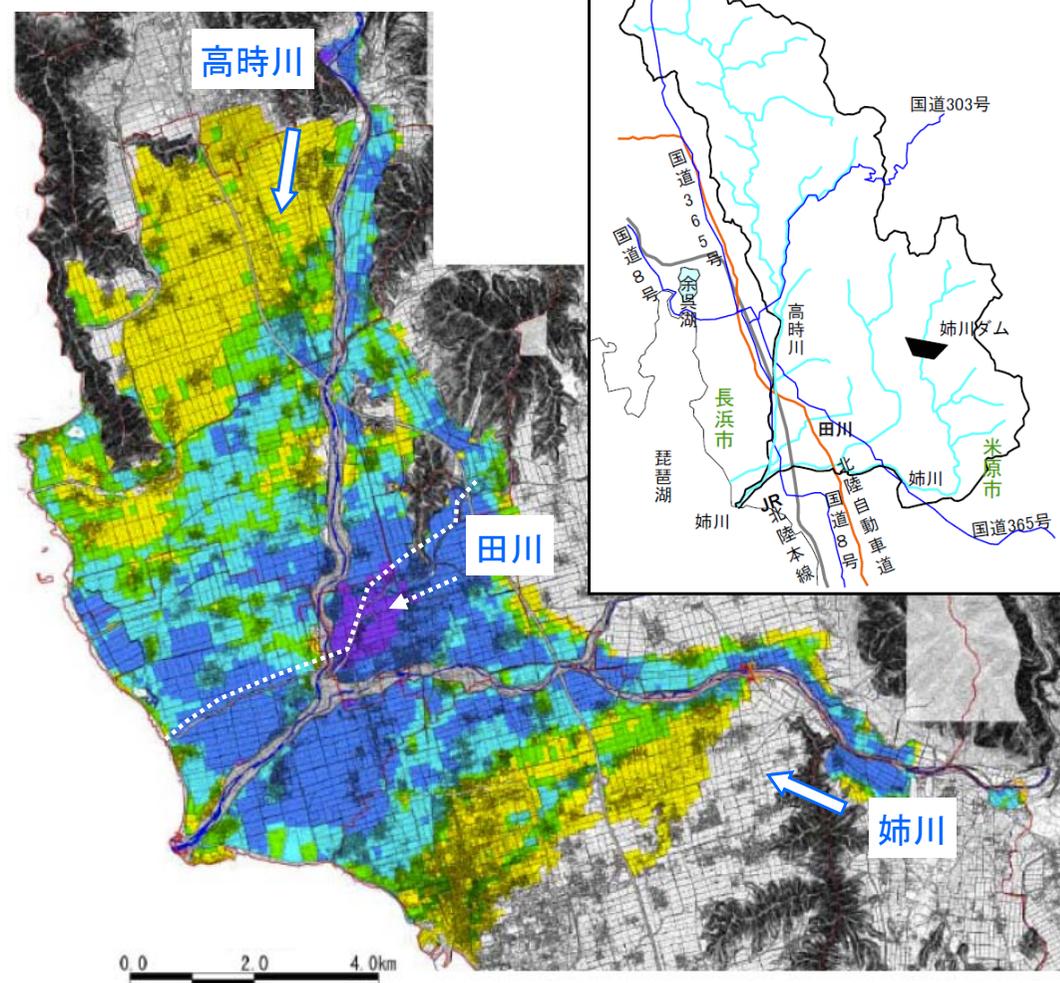
### 凡 例

浸水した場合に想定される水深

- 0.5m未満
- 0.5~1.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 2.0~5.0m未満
- 5.0m以上

- 市町界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川区域
- 浸水想定区域の指定の対象となる水位情報周知区間

### ■ 浸水想定区域



淀川水系 姉川・高時川浸水想定区域図(総括図)

出典: 滋賀県ホームページより

# 1. 河川やその流域の概要

## 過去の災害実績(渇水): 姉川・高時川

- ・高時川は天井川であり、水利用が進んでいるため、中下流部では、水面が無くなり川が干上がる「瀬切れ」が毎年のように発生しています。
- ・瀬切れの結果、アユなどが産卵期に大量に死滅し、死んだ魚による悪臭被害も発生しています。
- ・平成6年渇水では、地下水位が低下し、井戸枯れが生じた地区や簡易水道の断水が発生しました(旧高月町馬上)。

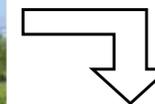
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	瀬切れ日数
平成8年					■	■	■	■	■	■	■		72日
平成9年				■	■	■	■	■	■	■	■	■	90日
平成10年					■	■	■	■	■	■	■		18日
平成11年					■	■	■	■	■	■	■		75日
平成12年						■	■	■	■	■	■		72日
平成15年					■	■	■	■	■	■	■		62日
平成16年					■	■	■	■	■	■	■		59日
平成17年					■	■	■	■	■	■	■		88日
平成18年					■	■	■	■	■	■	■		113日
平成19年					■	■	■	■	■	■	■		123日
平成20年					■	■	■	■	■	■	■		118日
平成21年				■	■	■	■	■	■	■	■		128日
平成22年					■	■	■	■	■	■	■		67日

※平成13・14年は調査していない

瀬切れの発生状況(平成22年12月31日現在)



平成14年10月13日瀬切れで死滅したアユ長浜市難波町付近

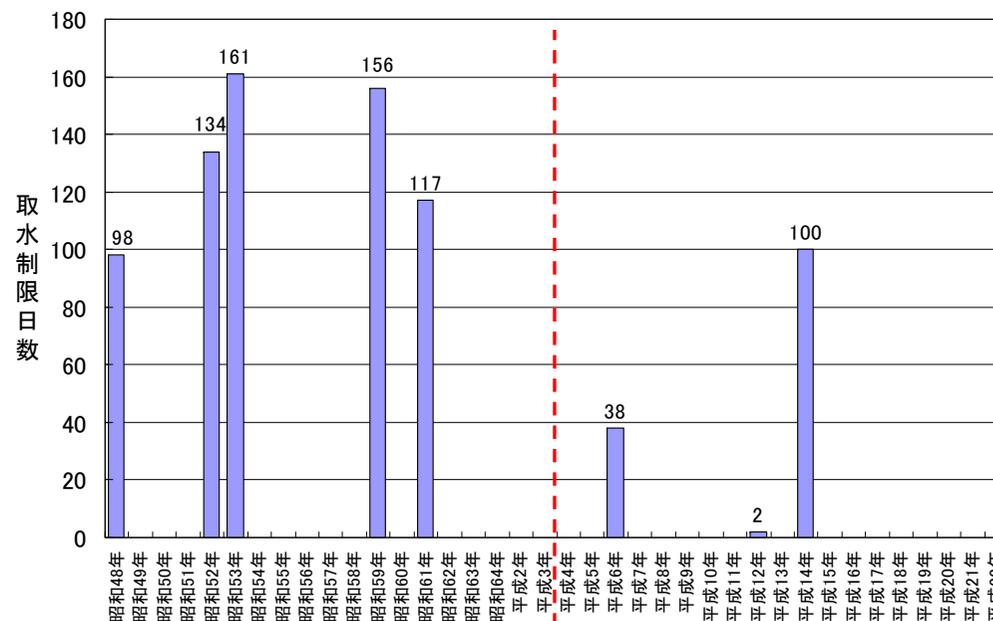
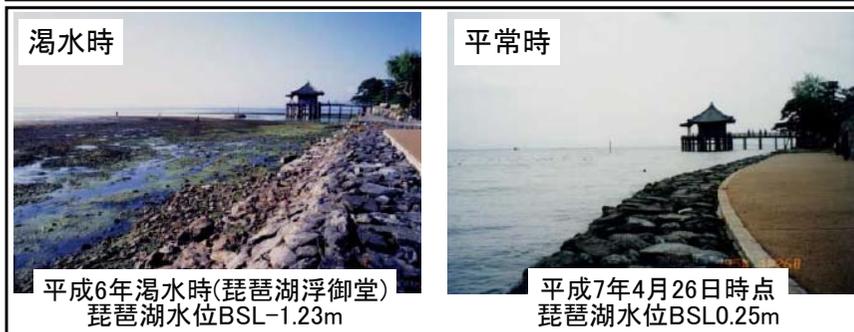


高時川の瀬切れ(長浜市難波町付近)

# 1. 河川やその流域の概要

## 過去の災害実績(渇水): 琵琶湖・淀川流域

琵琶湖、淀川流域では、琵琶湖開発事業の完了以前において、昭和48年、52年、53年、59年、61年の5回の渇水が発生しています。琵琶湖開発事業完了後においても、平成6年、12年、14年で渇水に見舞われており、市民生活や社会経済活動に対して影響を及ぼしています。



琵琶湖開発事業前 琵琶湖開発事業後  
琵琶湖・淀川流域の渇水による取水制限日数の経年変化

# 1. 河川やその流域の概要

## 過去の災害実績(渇水): 琵琶湖・淀川流域

発生期間	被害市町村※	取水制限等の状況
S48.7.31 ~ S48.11.5	大阪府: 31市5町 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大25%(98日間) ・淀川下流各種企業の洗浄水、冷却水、雑用水の節減により、一部企業で減産、操業短縮となった。
S52.8.26 ~ S53.1.6	大阪府: 31市5町 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%・工水15%(133日間) ・市民プール、学校プールなどが閉鎖された。
S53.9.1 ~ S54.2.8	大阪府: 31市5町 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%・工水15%(161日間) ・プール閉鎖、公衆浴場の営業短縮などの影響があった。
S59.10.8 ~ S60.3.12	大阪府: 32市7町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大22%(156日間) ・一時的に断水・赤水・にごりの影響が出た地域があった。 ・塩水遡上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で減産。
S61.10.17 ~ S62.2.10	大阪府: 32市7町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大22%(117日間) ・塩水遡上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で水道用水への切り替えを行った。
H6.8.22 ~ H6.10.4	大阪府: 32市7町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水最大20%・工水最大20%(42日間) ・時間断水などの大きな被害はなかったものの、一部地域で減圧給水、プールの閉鎖が実施された。 ・琵琶湖水位は史上最低の-1.23mを記録した。 * 滋賀県でも初めての取水制限を実施した。 * 木津川流域の三重県、奈良県でも取水制限を実施。
H12.9.9 ~ H12.9.11	大阪府: 33市8町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%、工水10%(3日間) * 滋賀県では上記半分の5%の取水制限を実施した。
H14.9.30 ~ H15.1.8	大阪府: 33市8町1村 兵庫県: 5市	取水制限: 上水10%、工水10%(100日間)

※被害市町村については、三川合流点下流にてとりまとめました。

## 2. 丹生ダム建設事業の概要



高時川

流域面積 約 212 km<sup>2</sup>

幹川流路延長 約 48.4 km

丹生ダム集水面積 約 93 km<sup>2</sup>



国土地理院発行1/200,000地勢図(岐阜)に加筆

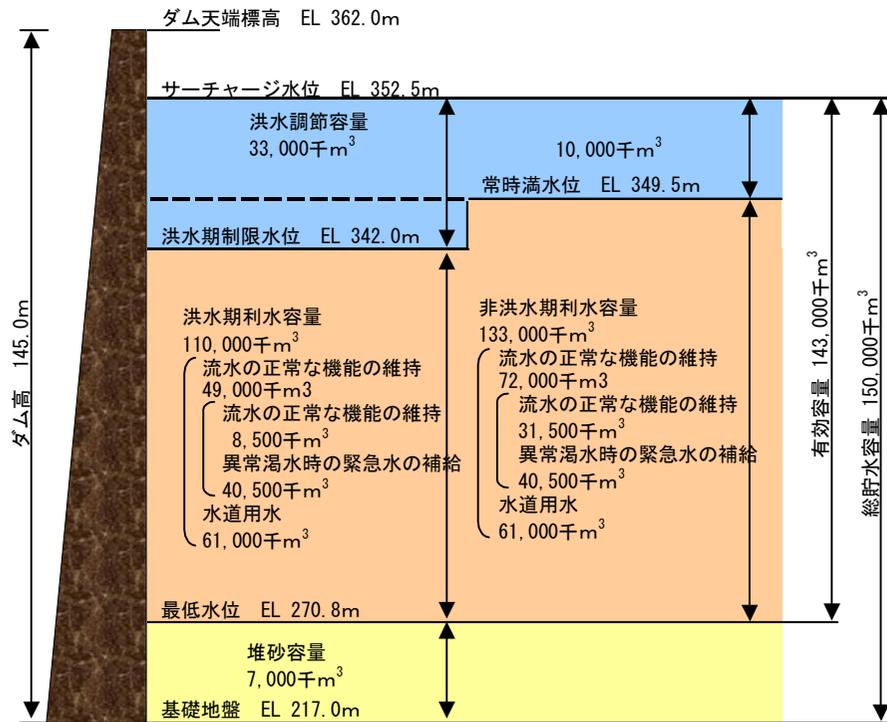
丹生ダム流域

# 2. 丹生ダム建設事業の概要

## 事業実施計画 (当初 平成6年3月 認可) (第1回変更 平成14年2月認可)

- 目的
- ・洪水調節:  
姉川・高時川の洪水調節
  - ・流水の正常な機能の維持:  
高時川の流水の正常な機能の維持  
異常渇水時の緊急水の補給
  - ・新規利水:  
水道用水 3.23 m<sup>3</sup>/s  
(京都府・大阪府・阪神水道企業団)

- ダム等
- ・型式 : ロックフィルダム
  - ・堤高 : 145 m
  - ・総貯水容量 : 約 150,000,000 m<sup>3</sup>



## 河川整備計画の位置づけ (H21.3)

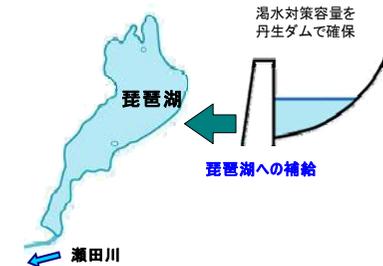
- ・天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るには、洪水調節施設によって対策を講ずることが有効である。丹生ダムについてはダム型式の最適案を総合的に評価するための調査検討を行う。
- ・渇水対策容量を確保する方法については、丹生ダムで確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。

淀川水系河川整備計画(H21.3)抜粋

## 見直しダム計画

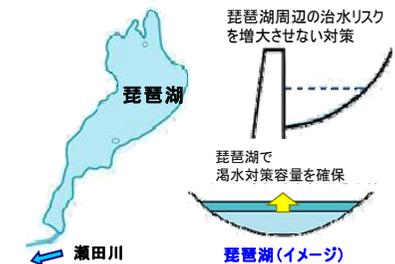
### 渇水対策容量をダムに確保する方法(A案)

- 目的
- ・洪水調節
  - ・姉川・高時川の洪水調節
  - ・流水の正常な機能維持
  - ・高時川の流水の正常な機能維持
  - ・異常渇水時の緊急水の補給



### 渇水対策容量を琵琶湖に確保する方法(B案)

- 目的
- ・洪水調節
  - ・姉川・高時川の洪水調節
  - ・琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節



## 2. 丹生ダム建設事業の概要

### 事業の主な経緯

- 昭和55年 4月 実施計画調査に着手
- 昭和57年 8月 「淀川水系における水資源開発基本計画」(全部変更) (高時川ダムとして掲上)
- 平成 4年 4月 「丹生ダムの建設に関する基本計画」告示 (丹生ダムに名称変更)
- 平成 4年 8月 「淀川水系における水資源開発基本計画」(全部変更) (ダム名及び事業目的変更)
- 平成 6年 3月 「丹生ダム建設事業に関する事業実施方針」指示  
「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画」認可 【事業費 約1,100億円(S63P)、工期 S55年度～H12年度】
- 4月 水資源開発公団に事業承継
- 平成10年 8月 近畿地方整備局事業評価監視委員会 【対応方針:事業継続】
- 平成14年 2月 「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画(第1回変更)」認可 【事業費 変更なし、工期 S55年度～H22年度】
- 平成15年 8月 近畿地方整備局事業評価監視委員会 【対応方針:事業継続】
- 平成17年 7月 「淀川水系5ダムについての方針」発表 (丹生ダムは規模を縮小して実施)  
⇒ 利水者(大阪府、京都府、阪神水道)は、撤退の見込み
- 平成19年 8月 「淀川水系河川整備基本方針」策定
- 平成20年 7月 近畿地方整備局事業評価監視委員会 【対応方針:事業継続】
- 平成21年 3月 「淀川水系河川整備計画」策定
- 4月 「淀川水系水資源開発基本計画」(全部変更)  
(利水者の撤退に伴い、丹生ダム建設事業が供給目標を達成するための必要な施設整備から外れる)  
⇒ 丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、水資源機構が引き続き行う
- 12月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議設立(検証の対象となるダム事業に区分)
- 平成23年 1月 「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業を巡る社会情勢等の変化(利水の撤退)

平成21年4月17日に閣議決定された「淀川水系における水資源開発基本計画」において、丹生ダムにおける新規利水の位置づけがなくなり、この結果、新規利水のための容量を確保する必要がなくなりました。

なお、事業の見直しに伴い、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、独立行政法人水資源機構が引き続き実施することとしました。

(参考 公表資料における撤退に関する記述等)

### 大阪府

・・・大阪府水道部経営・事業等評価委員会(平成17年8月)資料「大阪府の水資源計画」より抜粋  
「丹生ダム・大戸川ダムの現状(利水撤退)」

### 京都府

・・・京都府議会平成16年12月定例会(平成16年12月)知事答弁より抜粋  
「水需要予測におけるピーク時の平成32年の府営水量に見合う水利権 2.15トンに安全分を加えました 2.65トン程度が必要でありまして、現在の水利権 2.96トンのうち暫定水利権の一部、0.3トン程度※は水源として減量可能と判断したところであります。」

※ 丹生ダム毎秒 0.2立方メートル、大戸川ダム毎秒 0.1立方メートル

### 阪神水道企業団

・・・阪神水道企業団 水道用水供給ビジョン～安全な水の安定供給の持続～(平成20年12月)より抜粋

「今後の人口推移や社会情勢を考慮すると構成4都市の水需要は大きく増加することはないと推測できることから、企業団では、これまで参画してきた丹生ダム建設事業と猪名川総合開発事業から撤退します。」

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業を巡る社会情勢等の変化(異常渇水時の緊急水の補給 1/2)

■前回再評価の後、淀川水系河川整備計画が策定され(平成21年3月31日)、丹生ダムの渇水対策容量の扱いについては、以下のとおりとされています。

○丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。

渇水対策容量の確保方策イメージ

	【丹生ダムに確保する案】 現計画と同じダム型式	【琵琶湖に確保する案】 現計画と違うダム型式
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 姉川・高時川の洪水調節</li> <li>● 異常渇水対策</li> <li>● 流水の正常な機能の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 姉川・高時川の洪水調節</li> <li>● 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渇水対策容量を琵琶湖に確保</li> <li>・ 流水の正常な機能の維持は、丹生ダムとは別の事業で実施</li> </ul> </li> </ul>
総貯水容量	約 9,000万m <sup>3</sup>	約 5,000万m <sup>3</sup>
概念図		

出典: (淀川水系流域委員会第68回委員会(H19.12.11)審議資料1-2)から作成

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業を巡る社会情勢等の変化(異常渇水時の緊急水の補給 2/2)

■ 渇水対策容量にかかる調査・検討については、渇水対策容量を琵琶湖に確保する場合、琵琶湖周辺への水位上昇の影響および、その対策として、瀬田川洗堰からの事前放流の空振りによる水位低下の影響の検討を実施しています。

また、社会情勢等の変化を踏まえ、水需要の動向やそれに応じた渇水対策容量の必要性などの調査・検討を行っています。

■ 最適案を検討するにあたって、ダム貯水池周辺の自然環境への影響についても検討しており、下記の項目について、学識者の助言を得て調査・検討を行っています。

- ①融雪出水による下流河川・琵琶湖への影響
- ②ダム型式別のダム貯水池及び放流水質の数値解析予測
- ③土砂移動の連続性・ダム下流河川環境・ダム貯水池周辺環境への影響
- ④ダム型式別の環境保全対策概略検討

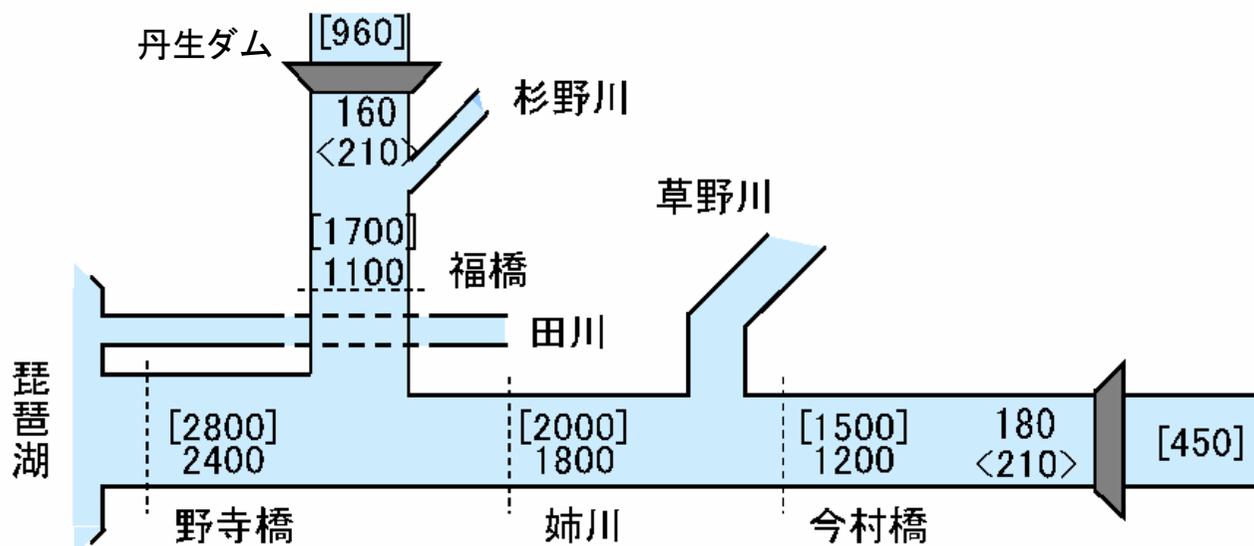
■ 渇水対策容量の確保に関する調査・検討は、河川整備計画策定後の事業をとりまく社会情勢等の変化なども考慮しつつ、ダム事業に係る検証の中で、実施していきます。

### 3. 事業の必要性等に関する視点

#### ●事業を巡る社会情勢等の変化(姉川、高時川の洪水調節 1/2)

■姉川の計画高水流量は、事業実施計画において、当時の滋賀県の計画をもとに、野寺橋地点において  $3,500\text{m}^3/\text{s}$ とされています。なお、滋賀県の計画に基づく、丹生ダムの洪水調節容量は  $3,300\text{万m}^3$ となります。

■その後、平成16年に滋賀県が作成した湖北圏域河川整備計画(原案)では、姉川の計画高水流量は、野寺橋において  $2,400\text{m}^3/\text{s}$ とされています。なお、丹生ダムの洪水調節容量として約  $3,000\text{万m}^3$ 程度としています。



流量配分図 (将来形 1/100)

下流河川	
[ ]	: ダムなし流量 $\text{m}^3/\text{s}$
無し	: ダムあり流量 $\text{m}^3/\text{s}$
ダム放流	
無し	: ピーク流入時放流量 $\text{m}^3/\text{s}$
< >	: 最大放流量 $\text{m}^3/\text{s}$

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業を巡る社会情勢等の変化(姉川、高時川の洪水調節 2/2)

■ 前回再評価の後、淀川水系河川整備計画が策定され(平成21年3月31日)、姉川、高時川の洪水調節については、以下のとおりとされています。

○ 天井川である姉川、高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。

■ 姉川・高時川の洪水調節にかかる調査・検討については、目的に応じたダム型式の概略設計・事業費算定や、近年の気象・水象データを追加し、姉川・高時川の治水計画を検証しています。

■ 姉川・高時川の洪水調節に関する調査・検討は、河川整備計画策定後の事業をとりまく社会情勢等の変化なども考慮しつつ、ダム事業に係る検証の中で、実施していきます。

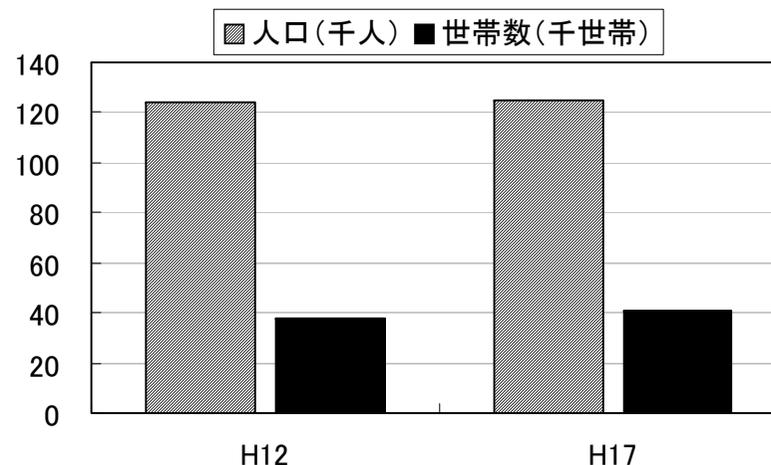
## ●事業を巡る社会情勢等の変化(地域の状況(人口・資産の変化))

・姉川・高時川の浸水想定区域にある長浜市の人口や資産については、前回の再評価以降、大きな変化はありません。

長浜市の人口等の変化

	前回	今回	伸率
人口(千人)	124	124	1.01
世帯数(千世帯)	38	41	1.07

※長浜市の人口、世帯数は、浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町を含んでいる。



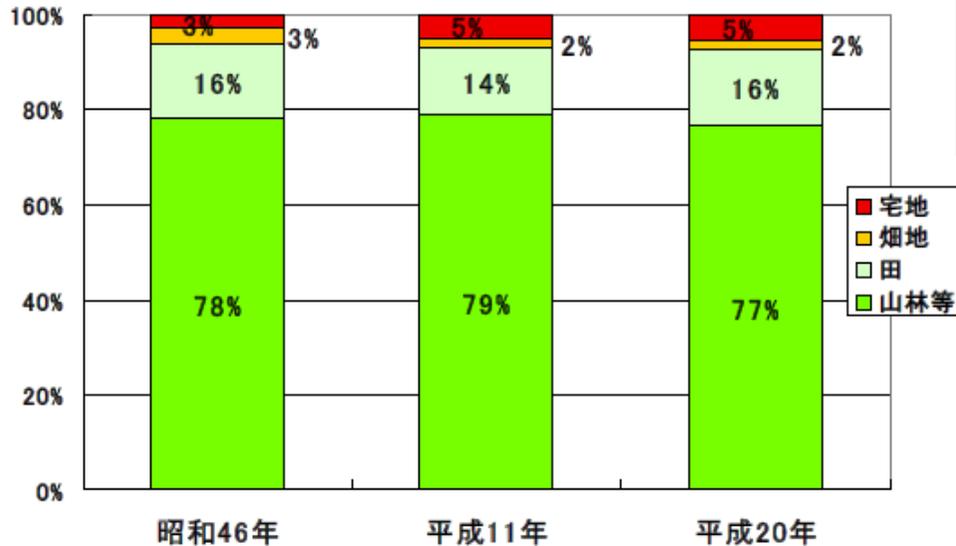
【出典】前回:H12国勢調査、今回:H17国勢調査、伸率:今回/前回

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業を巡る社会情勢等の変化(高時川の流水の正常な機能の維持 1/2)

- 高時川の維持流量は、事業実施計画において、高時川頭首工直下において1.8m<sup>3</sup>/sとされています。
- 近年、流域の土地利用変遷は、宅地・畑地・山林等の比率は横ばい傾向となっており、大きな変化はありません。
- 高時川流域では、国営湖北農業水利事業が整備(余呉湖から導水するための揚水機場、水路改修)されており、既得農水の利用に変化はありません。

土地利用変遷



出典:滋賀県統計書の地積面積より作成

	平成20年3月末時点	平成23年3月末時点
かんがい面積※[ha]	4,717	4,717
高時川頭首工 最大取水量[m <sup>3</sup> /s]	11.276	11.276
余呉湖補給揚水機 最大取水量[m <sup>3</sup> /s]	2.700	2.700

※ 県営かんがい排水事業湖北地区に係る約1,600 haを含む



出典:新湖北農業水利事業概要パンフレットから作成

### 3. 事業の必要性等に関する視点

#### ●事業を巡る社会情勢等の変化(高時川の流水の正常な機能の維持 2/2)

- 前回再評価の後、淀川水系河川整備計画が策定され(平成21年3月31日)、渇水対策容量と同様に、丹生ダムで確保する案と別の事業で実施する案とを検討することとしています。  
(12頁参照)
- 高時川の流水の正常な機能の維持にかかる調査・検討については、維持流量の確保方策のみならず、高時川の瀬切れ対策として、ダム貯留水以外による方策についても検討を実施しています。
- 高時川の流水の正常な機能の維持に関する調査・検討は、河川整備計画策定後の事業をとりまく社会情勢等の変化なども考慮しつつ、ダム事業に係る検証の中で、実施していきます。

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業の投資効果

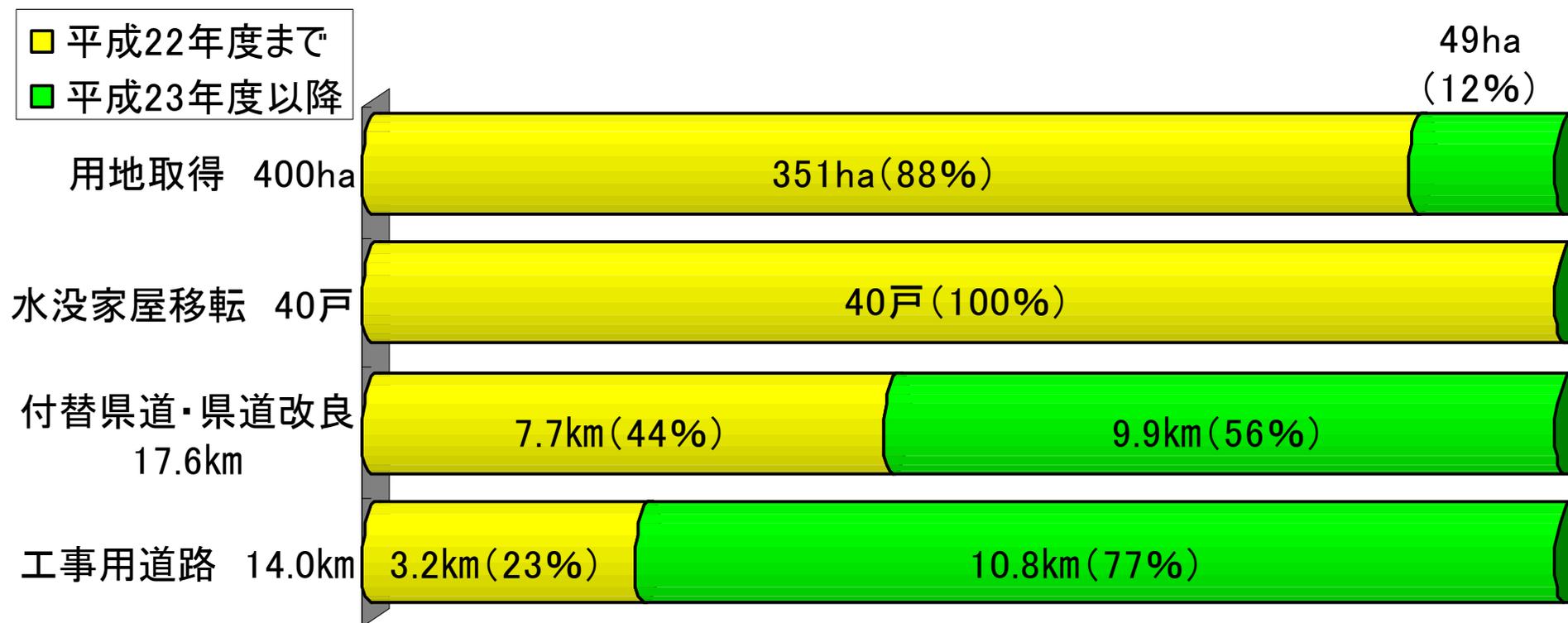
- ・ 前回再評価の後に策定された淀川水系河川整備計画において「丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。」「『検討する』と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていく」とされていること
- ・ ダム事業の検証に係る検討においては洪水調節施設以外との比較検討を行っていくところであること
- ・ ダム事業の検証の結論を得るまでは本事業の実施内容は事実上調査・検討のみであること

以上より、ダム本体を含む事業全体を対象に費用対効果分析を行うことは適切でない

# 3. 事業の必要性等に関する視点

## ●事業の進捗状況

- ・淀川水系河川整備計画に基づき、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を実施しています。
- ・事業全体の進捗率は約51%(事業費ベース)です。



事業進捗率(平成23年3月時点)

## 4. 事業の進捗の見込みに関する視点

### ●今後の事業スケジュール等

- ダム検証の結論を得るまでは新たな段階に入らず、現段階を継続する予定です。なお、本事業は、「生活再建工事」段階に区分されていますが、前回再評価時から工事や用地補償は実施しておらず、引き続き調査・検討を継続する予定です。
- 「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(平成23年1月設置)における検討内容を踏まえてとりまとめた対応方針(案)を国土交通大臣に報告する際には、改めて近畿地方整備局事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きします。

## 5. コスト縮減や代替案等の可能性の視点

- ・丹生ダム建設事業の異常渇水時の緊急水の補給の容量について、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価してダム型式を確定することとしているため、ダムの諸元を確定出来ていません。
- ・現在、平成22年9月28日に示された「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替案の検討を行っています。

目 的	検 討 内 容
洪水調節	代替案の比較検討中
流水の正常な機能の維持	代替案の比較検討中
異常渇水時における緊急水の補給	渇水対策容量の必要性並びに代替案について比較検討中
新規利水	「淀川水系における水資源開発基本計画」(平成21年4月)において、利水の位置づけがなくなりました。

# 6. 関係自治体の意見等

## ■ 滋賀県知事

早期に調査検討結果が明らかになるよう、必要な「調査・検討」を継続されることが妥当と考える。ただし、次項について留意されたい。

- ①平成21年4月の「淀川水系における水資源開発基本計画」改定に伴い、利水撤退が明らかとなった時点の事業費、各府県負担額を早急に明らかにすること。そのうえで、評価監視委員会の審議を受けられたい。
- ②異常渇水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に明らかにすること。そのうえで、評価監視委員会の審議を受けられたい。

## ■ 京都府知事

丹生ダム建設事業については、淀川水系河川整備計画案に対して、本府が提出した知事意見にもあるように、渇水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に明らかにし、本府と協議されたい。

## ■ 大阪府知事

異常渇水対策の必要性も含めた調査・検討結果を早急に明らかにしたうえで、それを踏まえた事業計画の早期提示を求める。

## ■ 兵庫県知事

丹生ダム建設事業で確保するとされている渇水対策容量については、下記理由により、丹生ダム基本計画に渇水対策容量を位置づけた平成4年当時と比べ、必要性・緊急性が低下していると考え。

- ①人口減少等による長期的な水需要の減少が想定されること。
- ②洪水期初期の琵琶湖制限水位を高く維持するなどの弾力的な水位操作により異常渇水時の水位低下を抑制する方法が考えられること。

このことから、本県は、これまで、「淀川水系河川整備計画」策定及び「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約作成にかかる意見照会に対し、「渇水対策容量の必要性・緊急性の有無についての検討」を求めて来たところであり、その検討結果について早急に明らかにされたい。

## 7. 対応方針(原案)

丹生ダム建設事業については、ダム事業の検証対象ダムとして、現在「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検討を行っているところですが、その結果を得るまでの間に従前の手法に基づき行った今回の事業再評価の結果としては、新たな段階に入らず、現在の段階(生活再建工事)を継続することが妥当と考えます。

ただし、本事業は「生活再建工事」段階に区分されていますが、前回再評価の後、工事や用地補償は実施しておらず、ダム型式を確定するための調査・検討を行ってきたところです。ダム検証の結論を得るまでは、必要最低限の「調査・検討」について継続することとします。

今後は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の評価軸に基づく検証の検討内容を踏まえ作成した対応方針の原案について、改めて本事業評価監視委員会で「事業の継続または中止の方針」についてご意見をお聴きした上で、対応方針(案)を決定し、国土交通大臣に報告することとしています。

No.7-2  
近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
平成23年度第1回

# 丹生ダム建設事業

## 【再評価】

平成23年 7月

国土交通省 近畿地方整備局  
独立行政法人 水資源機構関西支社

【前回評価時との対比表】

【参考資料】

事業名 : 丹生ダム建設事業  
 事業化年度 : 平成6年  
 平成23年度 第1回事業評価監視委員会

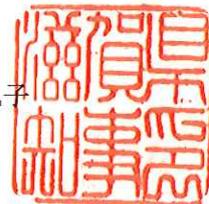
	前回評価		今回評価		(主な変更理由)
	平成20年7月		平成23年7月		
再評価理由			再評価実施後3年経過		
事業諸元	○堤体 形式:ロックフィルダム 堤高:145.0m ○ダム洪水調節地 集水面積:約93km <sup>2</sup>		同左		
全体事業費	1,100億円		同左		
進捗率	H19年度末時点 ・用地取得 351ha/400ha (88%) ・水没移転 40戸/40戸 (100%) ・付替道路 7.7km/17.6km (44%) 整備率 : 約 50% (事業費ベース)		H22年度末時点 ・用地取得 351/400ha (88%) ・水没移転 40戸/40戸 (100%) ・付替道路 7.7km/17.6km (44%) 整備率 : 約 51% (事業費ベース)		
費用対効果 B/C	算出なし		算出なし		
備考	(前回評価時の意見) 『河川整備計画が策定されるまでは、本体工事に着手せず、調査・検討等を継続し、また、当面地元の地域生活に必要な道路や防災上途中で止めることが不適当な工事のみ行うことが妥当』				



滋 流 政 第 103 号  
平成 23 年(2011 年)7 月 21 日

独立行政法人 水資源機構 理事長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



丹生ダム建設事業の事業再評価を事業評価監視委員会に諮る  
対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成 23 年 7 月 8 日付け 23 設第 33 号にて意見照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 淀川水系直轄ダムの事業評価にあたっては、該当するダムに関する平成 20 年 11 月の三重県、滋賀県、京都府、大阪府の知事による合意（以下、「四府県知事合意」という。）に基づく淀川水系河川整備計画（案）に関する意見に対する事業者としての見解を示したうえで、評価監視委員会の審議を受けていただくよう要請します。
2. 丹生ダム建設事業の対応方針（原案）に対する意見は次のとおりです。

早期に調査検討結果が明らかになるよう、必要な「調査・検討」を継続されることが妥当と考える。ただし、次項について留意されたい。

- ① 平成 21 年 4 月の「淀川水系における水資源開発基本計画」改定に伴い、利水撤退が明らかとなった時点の事業費、各府県負担額を早急に明らかにすること。そのうえで、評価監視委員会の審議を受けられたい。
  - ② 異常漏水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に明らかにすること。そのうえで、評価監視委員会の審議を受けられたい。
3. 別途進められているダムの検証にあたっては、早急に幹事会等の場における関係団体の意見に対する事業者としての見解を示していただくとともに、ダム検証作業を円滑に進めていただきますようお願いいたします。なお、本県担当部局から述べた意見は、別紙のとおりです。

■添付資料

1. 四府県知事合意文書  
（平成 20 年 11 月 11 日付け 三重県、滋賀県、京都府および大阪府知事合意）
2. 淀川水系河川整備計画（案）に対する滋賀県知事意見  
（平成 21 年 2 月 13 日付け滋河第 99 号「淀川水系河川整備計画の策定について」）
3. （別紙）ダム検証の場第 1 回幹事会における滋賀県意見



## 四府県知事合意

下記の事項を、4府県知事の共通認識として確認する。

### 【基本的な考え方】

- ・淀川水系は、その上流に琵琶湖という自然の水の蓄えや、桂川、宇治川、木津川という豊かな河川をもつことで、流域全体として、生活や経済活動を安定的に支えながら、多くの生命を育み、いつも私たちの心に潤いと安らぎを与えてきた。
- ・しかしながら、一方では、時には住民生活に脅威を与える存在になることもあり、淀川水系全体のあり方は、防災はもとよりまちづくりや環境など、住民生活や経済活動のあらゆる面に影響を与えるものとして、地域の自治に責任を持つ地方公共団体の首長が、出来る限り「地域のことは地域で決める」という決意のもと、共通の課題として取り組むことが重要である。
- ・現在、淀川水系内には、治水安全度の低い箇所がまだ多く存在しており、住民の安心・安全のためには早急に治水のための対策を講じる必要がある。  
しかし、河川整備は大変長い期間を要し、環境等にも大きな影響を与えるものだけに、地域の合意を踏まえ優先順位を明確にしたうえで、様々な対策を複合的に進めていくことが重要である。特にダムについては、しっかり効果を検証しながら取り組みを進めていく必要がある。
- ・これまで河川流域の上流、中流、下流は歴史的にも利害対立の中にあっただが、私どもは琵琶湖の恩恵や上流、中流、下流が今までの施設整備において果たしてきた役割を十分理解しながら、上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現を目指すものである。

### 【宇治川・瀬田川・大戸川】

- ・宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが共通理解である。
- ・しかし、天ヶ瀬ダム再開発については、その前提として、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、宇治川下流・三川合流部の堤防強化・河道改修の完成がまず必要である。
- ・観光や景観、地層・地質等について、地元に対しての十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。
- ・大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように、一定の治水効果があることは認める。

- ・しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。
- ・一方、大戸川ダム水没予定地では、苦渋の選択にせまられ、1200年の父祖の地から集落移転した人たちがおられ、その受難の歴史を重く受け止めるとともに、地域の生活に多大な影響が生じていることを、事業主体たる行政は深く考慮しなければならない。
- ・大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国はこうした問題について、引き続きその責務を果たすべきであり、私どもはそれを強く求めるとともに、その場合において、大阪府・京都府は、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。
- ・大戸川については、大戸川下流部の河道改修の必要性は共通の理解であり、下流宇治川・淀川の治水安全レベルを考慮しつつ整備を図る。
- ・瀬田川については、琵琶湖の後期放流対応のために改修が必要であることは共通の理解であり、天ヶ瀬ダム再開発とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修について、まず、事業費、負担割合、実施時期について、早期に案を示し、関係府県調整のうえで実施すべきである。

#### 【木津川】

- ・川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。
- ・川上ダムの建設について、基本的に合意するとともに、ダム建設に伴う環境への配慮を行い、早急に整備を図る。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を求める。

#### 【桂川】

- ・桂川の堤防強化や河道改修の緊急性は共通の理解であり、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、天ヶ瀬ダムや川上ダムの運用等を工夫するとともに、段階的な施工等を検討し早急に整備を図る。

#### 【丹生ダム】

- ・丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。濁水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。



【事業費と実施時期】

- ・実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

【その他】

- ・ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。

平成20年11月11日

三重県知事  
代理 江畑賢治

滋賀県知事  
嘉田由紀子

京都府知事  
山田啓三

大阪府知事  
橋下徹

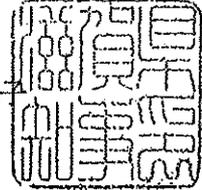


写

滋河第 99 号  
平成 21 年(2009 年)2 月 13 日

国土交通省  
近畿地方整備局長 様

滋賀県知事 嘉田 由紀子



淀川水系河川整備計画の策定について (回答)

平成 20 年 6 月 20 日付け国近整河計第 13 号にて意見を求められた淀川水系河川整備計画の策定について、下記のとおり意見を申し述べます。

#### 記

#### 1 いかなる洪水に対しても被害を最小化するための施策の推進

自然現象には際限はなく、計画や現況施設能力を超える洪水はいつでも起こりうる。こうした洪水、いわゆる「超過洪水」に対しても人命を守ることおよび壊滅的な被害を防ぐことが今後の治水政策にとっては極めて重要なものと考えている。

このために必要な対策を、河川管理者のみならず、地元自治体や地域住民など多様な主体との連携のもと、積極的に取り組まれない。

#### 2 大戸川ダム(大戸川)に関すること。

大戸川ダムは、平成 20 年 9 月 27 日に公表された淀川水系流域委員会意見書にあるように、一定の治水効果はある。

しかしながら、平成 20 年 9 月 22 日に公表された京都府の技術検討会における評価においては、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされている。

このため、下流府との共通認識として、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置付ける必要はないとしたところであるので、近畿地方整備局におかれても尊重されたい。

大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国は、こうした問題について引き続きその責務を果たされたい。

#### 3 丹生ダム(姉川・高時川)に関すること。

丹生ダムについては、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、渇水対策容量の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示するとともに、本県とも早急に協議されたい。

#### 4 瀬田川に関すること。

瀬田川の改修については、琵琶湖の後期放流対応すなわち、洪水後における琵琶湖の水位の速やかな低下のために必要であり、天ヶ瀬ダム再開発および宇治川の改修とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修についても促進されたい。

なお、鹿跳溪谷の改修については、事業計画や事業費および負担割合が明らかにされていないことから、早急にそれらの内容について提示するとともに、実施時期については、本県とも十分協議されたい。あわせて徹底したコスト縮減を図られたい。

瀬田川洗堰の全閉操作の解消については、上下流の社会的な平等性の確保の観点から重要であり、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととされている淀川水系河川整備基本方針を尊重し、その実現に向け取り組まれたい。

#### 5 野洲川に関すること。

野洲川（直轄区間）の堤防強化および自然環境と調和した水辺空間の形成について着実に進められたい。

#### 6 大津放水路事業に関すること。

大津放水路Ⅱ期事業の実施時期については、本県と十分協議されたい。また、実施に当たっては、徹底したコスト縮減を図られたい。

#### 7 琵琶湖の総合的な保全に関すること。

琵琶湖は、人工のダム湖とは異なり、約 400 万年といわれる長い歴史を持つ古代湖であるとともに、50 種以上の固有種を含む 1,000 種類を超える動植物が生息する自然湖である。

このため、琵琶湖が下流宇治川・淀川の洪水被害の軽減に寄与していることおよび淀川水系の水資源の大宗を占めていることを踏まえ、琵琶湖の総合的な保全について、本県と連携し積極的に取り組まれたい。とりわけ、水陸移行帯がもつ生態的機能の再生を目指し、内湖、ヨシ帯、水路、水田等、横断方向の水の流れとつながりなどの連続性の確保を図られたい。

#### 8 治水・利水・環境の調和のとれた瀬田川洗堰の操作に関すること。

瀬田川洗堰の操作については、湖辺の自然景観や生態系、県民の暮らしや産業活動にとってより望ましいものとなるよう、引き続き弾力的な水位操作を行うとともに、治水・利水・環境の調和のとれた操作方法を確立されたい。

#### 9 統合的流域管理など新たな仕組みづくりに関すること。

琵琶湖淀川流域圏を自然と人が共生する持続可能な活力ある流域圏として一体的に再生するため、琵琶湖淀川流域における治水、利水および環境上の課題を包括的および一体的に解決する統合的流域管理など、新たな仕組みづくりについて積極的に取

り組まれたい。

10 水文化の保全と継承に関すること。

琵琶湖淀川水系における水と人との関わりの歴史やその中から生まれた水文化の保全と継承に配慮するとともに、平常時から培っておくべき危機意識、水資源の重要性や希少性、またあるべき水環境の姿などについて広く普及啓発を進め、流域住民の水に対する意識の高揚を上流、中流および下流のいずれにおいても積極的に図られたい。

11 河川敷利用に関すること。

野洲川等の河川敷利用については、野洲川等の河川敷がすでに地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている実態を踏まえ、地元住民および利用者の意見を十分反映することとされたい。

12 維持管理に関すること。

既存施設の機能維持を図る観点から、河川の管理について、計画的・効率的に進められたい。その際には、徹底したコスト削減を図られたい。

13 河川レンジャーに関すること。

住民と河川管理者との橋渡し役となる河川レンジャーについて、その制度設計を確実に行い、本格的な導入を図られたい。

14 次世代育成型の河川政策に関すること。

20～30年後の河川と住民とのつながりをより強固にすることを目指して、河川環境だけではなく防災面なども含めて、より広く河川全般について、子どもや若者の河川学習の機会を増やし、次世代育成型の河川政策を進められたい。

15 事業費および実施時期に関すること。

事業実施に当たっては、事業費および整備スケジュールについて十分県民の理解が得られるよう、協議調整を図られたい。

16 その他

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作られたい。

(別紙) **ダム検証の場第1回幹事会における滋賀県意見**

(丹生ダム) 平成23年1月18日開催

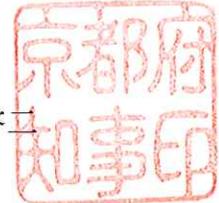
1. 利水撤退が明らかとなった時点の事業費、各府県負担額を早急に明らかにされたい。
2. 地元の方々が不利益を被ることのないように考えて頂きたい。迅速な方向付けをお願いしたい。
3. 流域住民の意見を聞けるよう、検討の場に近いような場を設けていただきたい。ダム検証後の地域への支援、治水対策へのフォローについて、よろしく願いしたい。



3 河 第 2 7 0 号  
平成 23 年 7 月 22 日

独立行政法人水資源機構理事長 様

京都府知事 山田 啓二



丹生ダム建設事業及び川上ダム建設事業の事業再評価を  
事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る  
意見照会について(回答)

平成 23 年 7 月 8 日付け 23ダ設第 31 号で意見照会のことについて、別紙  
のとおり回答します。



別紙

(再評価)

【ダム等事業】

事業名	「対応方針(原案)」案	京都府知事の意見
丹生ダム建設事業	新たな段階に入らず、現段階(生活再建工事)の事業を継続する。	丹生ダム建設事業については、淀川水系河川整備計画案に対して、本府が提出した知事意見にもあるように、渇水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に明らかにし、本府と協議されたい。
川上ダム建設事業	新たな段階に入らず、現段階(転流工工事)の事業を継続する。	川上ダム建設事業の新たな段階に入らず現在の段階(転流工工事)を継続するという対応方針(原案)に異論はない。 転流工、付替道路工事(県道青山美杉線等)の事業実施に当たっては、更なる費用の縮減に努められたい。 ダム事業の検証に係る検討に関する再評価の実施にあたっては、既設ダムの堆砂除去のための代替補給(長寿命化)について、水需要動向等流域の状況変化、既設ダムの有効活用の観点等を踏まえて検証に係る検討を実施するとともに、関係地方公共団体からなる検討の場等を通じて、本府と十分に協議・調整を図られたい。

なお、淀川水系直轄ダムの事業評価にあたっては、該当するダムに関する平成20年11月の三重県、滋賀県、京都府、大阪府の4府県知事合意に基づく淀川水系河川整備計画(案)に対する本府の意見やダム検証にあたって幹事会の場で申し上げた意見等に対する事業者としての見解を示したうえで、事業評価監視委員会の審議を受けていただくよう要請します。

河整第 1376 号  
平成 23 年 7 月 22 日

独立行政法人水資源機構理事長 様

大阪府知事



近畿地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の  
作成に係る意見照会について（回答）

平成23年7月8日付け23ダ設第30号により照会のあった標記について、  
下記のとおり回答します。

記

川上ダム建設事業および丹生ダム建設事業の事業評価にあたっては、三重  
県、滋賀県、京都府、大阪府の「四府県知事合意」（平成 20 年 11 月）に基づき  
提出している「大阪府知事意見書」（平成 21 年 2 月）やその後の要望（平成 23  
年 1 月）のうち、別紙 1 の事項について、事業者としての見解を示したうえで、  
事業評価監視委員会の審議を受けていただくよう要請します。

なお、別途進められている「ダムの検証」にあっても、平成 23 年 1 月  
の「関係府県からなる検討の場」幹事会等において担当部局より示している  
意見（別紙 2）について、事業者としての見解を示したうえで、検証を進め  
ていただくよう重ねて要請します。

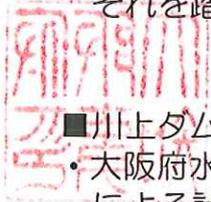
<担当>  
都市整備部河川室河川整備課  
寺前、谷口、矢野  
TEL06-6944-9296



(別紙1)

■丹生ダム

- ・異常渇水対策の必要性も含めた調査・検討結果を早急に明らかにしたうえで、それを踏まえた事業計画の早期提示を求める。



■川上ダム

- ・大阪府水需要予測の下方修正を踏まえ、既存ダムの利水容量の有効活用などによる計画の再検討を行うとともに、建設費用とその負担の更なる縮減を図りたい。

(参考：意見要望等)

- ・四府県知事合意(平成20年11月)
- ・大阪府知事意見書「淀川水系河川整備計画(案)についての意見」(平成21年2月)
- ・淀川水系5ダムに関する要望(平成23年1月 大阪府)



(別紙2)

■ 共通事項

- ダム検証において、地域の意向を的確に反映しつつ、「関係府県からなる検討の場」幹事会での検討を円滑に進めていくためには、事務方による連絡調整会議で十分に協議・調整することが不可欠であるため、早急に当該会議を開催するよう要請する。
- 各ダムにおいて、検証作業量に差異があると考えられることから、各ダムの現在の点検状況と今後のおおまかな検証スケジュール等について示されたい。

■ 丹生ダム

- 「大阪府知事意見書」や「淀川水系5ダムに関する要望」（別紙参考）にもあるように、まず、渇水対策の必要性や緊急性の有無に係るこれまでの調査・検討結果を早急に関係府県に明らかにし、必要性や緊急性についての協議・調整を最優先で行われたい。

■ 川上ダム

- 淀川水系河川整備計画ならびに淀川水系フルプランの策定以降に、大阪府水需要予測が下方修正となるなどの流域の状況変化や既設ダムの利水者の意向を十分に聴取の上、利水容量を利用するなど、既設ダム群の有効活用を踏まえた検証に係る検討結果を早急に示されたい。
- あわせて建設費用とその負担の更なる縮減を図る観点での検討も進められたい。

# 四府県知事合意

下記の事項を、4府県知事の共通認識として確認する。

## 【基本的な考え方】

- ・淀川水系は、その上流に琵琶湖という自然の水の蓄えや、桂川、宇治川、木津川という豊かな河川をもつことで、流域全体として、生活や経済活動を安定的に支えながら、多くの生命を育み、いつも私たちの心に潤いと安らぎを与えてきた。
- ・しかしながら、一方では、時には住民生活に脅威を与える存在になることもあり、淀川水系全体のあり方は、防災はもとよりまちづくりや環境など、住民生活や経済活動のあらゆる面に影響を与えるものとして、地域の自治に責任を持つ地方公共団体の首長が、出来る限り「地域のことは地域で決める」という決意のもと、共通の課題として取り組むことが重要である。
- ・現在、淀川水系内には、治水安全度の低い箇所がまだ多く存在しており、住民の安心・安全のためには早急に治水のための対策を講じる必要がある。  
しかし、河川整備は大変長い期間を要し、環境等にも大きな影響を与えるものだけに、地域の合意を踏まえ優先順位を明確にしたうえで、様々な対策を複合的に進めていくことが重要である。特にダムについては、しっかり効果を検証しながら取り組みを進めていく必要がある。
- ・これまで河川流域の上流、中流、下流は歴史的にも利害対立の中にあつたが、私どもは琵琶湖の恩恵や上流、中流、下流が今までの施設整備において果たしてきた役割を十分理解しながら、上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現を目指すものである。

## 【宇治川・瀬田川・大戸川】

- ・宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが共通理解である。
- ・しかし、天ヶ瀬ダム再開発については、その前提として、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、宇治川下流・三川合流部の堤防強化・河道改修の完成がまず必要である。
- ・観光や景観、地層・地質等について、地元に対しての十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。
- ・大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように、一定の治水効果があることは認めらる。

- ・しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。

- ・一方、大戸川ダム水没予定地では、苦渋の選択にせまられ、1200年の父祖の地から集落移転した人たちがおられ、その受難の歴史を重く受け止めるとともに、地域の生活に多大な影響が生じていることを、事業主体たる行政は深く考慮しなければならない。

- ・大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等について、この事業を進めてきた国がその責務を放棄するようなことがあれば、公共事業に対する国民の信頼は根底から崩れることとなる。事業主体である国はこうした問題について、引き続きその責務を果たすべきであり、私どもはそれを強く求めるとともに、その場合において、大阪府・京都府は、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。

- ・大戸川については、大戸川下流部の河道改修の必要性は共通の理解であり、下流宇治川・淀川の治水安全レベルを考慮しつつ整備を図る。

- ・瀬田川については、琵琶湖の後期放流対応のために改修が必要であることは共通の理解であり、天ヶ瀬ダム再開発とあわせて、鹿跳から洗堰下流間の河川改修について、まず、事業費、負担割合、実施時期について、早期に案を示し、関係府県調整のうえで実施すべきである。

#### 【木津川】

- ・川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。

- ・川上ダムの建設について、基本的に合意するとともに、ダム建設に伴う環境への配慮を行い、早急に整備を図る。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を求める。

#### 【桂川】

- ・桂川の堤防強化や河道改修の緊急性は共通の理解であり、下流淀川の治水安全レベルを考慮しつつ、天ヶ瀬ダムや川上ダムの運用等を工夫するとともに、段階的な施工等を検討し早急に整備を図る。

#### 【丹生ダム】

- ・丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。濁水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。

【事業費と実施時期】

- ・実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

【その他】

- ・ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。

平成20年11月11日

三重県知事  
代理 江畑賢治

滋賀県知事 嘉田由紀子

京都府知事 山田啓二

大阪府知事 橋下徹

# 大阪府知事意見書

## 淀川水系河川整備計画（案）についての意見

河川の整備は、防災はもとより、まちづくりや環境など住民生活に大きな影響を与えるものであるため、地域の自治に責任を持つ地方公共団体が共通の課題として取り組むことが重要であることから、上中流域に位置する各府県と協議し、合意した内容や地元市町長からの意見もふまえ意見を申し述べる。

### 1. 大阪府の基本的な考え方

人口・資産が高度に集積している大阪平野は高い堤防で守られており、一度堤防が決壊すれば、壊滅的な被害を生じる可能性を有していることから、現況の安全度を堅持することが必要と考えている。

また、河川は住民生活に欠かせない水の供給源であるとともに、都市域における貴重なオープンスペースともなっている。このため、今後ともこれらの機能を維持しつつ、環境の改善に取り組むことが、住民の豊かな生活享受のために必要である。

更に、淀川水系河川整備計画（案）に示されている事業は、今後膨大な事業費が必要であり、現下の地方財政を大きく圧迫することが予想されるところである。

これらの状況を鑑み、以下の三点を特に配慮されたい。

- ◆本案に示される河川の整備により大阪府域の治水安全度を低下させない。
- ◆環境改善のため淀川水系の流水の正常な機能維持及び水質保全に取り組む。
- ◆今後の整備計画実施にあたって大阪府財政に過度な負担をかけない。

### 2. 治水

淀川本川では、下流側から集中的に河川整備を実施しており、大阪府域では現況で計画規模（概ね200年に一度）の洪水が発生した場合であっても、計画高水位以下で洪水を流下させることが可能となっている。

しかしながら、中上流域は、下流域に比べ治水安全度が低いことから、本案に示されているとおり、下流域の治水安全度に考慮しつつ中上流域の改修に着手し、整備を進めていくことは、妥当と考える。

従って、堤防強化とともに、下流部の流下能力の向上策としての橋梁の改築や洪水調節施設の整備等の優先順位を地域の合意をふまえ明確にしたうえで取り組む必要がある。

また、猪名川流域では、国や関係府県等が連携して河川整備をはじめとした総合的な治水対策に取り組んできたが、現状の治水安全度は依然として低い状況にあり、地域の合意をふまえ優先順位を明確にしたうえで、今後とも整備を進めていく必要がある。

#### (1) 堤防強化

引き続き堤防強化に取り組むとともに、「壊れにくい堤防」、「粘り強い堤防」は治水安全確保の観点から今後とも技術的にも追求すること。

#### (2) 淀川下流部の橋梁改築

淀川大堰下流には、洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。事業中の阪神電鉄西大阪線（阪神電鉄なんば線）橋梁の改築事業継続については妥当と考える。

が、さらなる治水安全度の向上のために、伝法大橋（R43）、淀川大橋（R2）、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても具体化を図ること。

### (3) 高規格堤防

高規格堤防は、治水上有効ではあるが、効果発現に時間がかかること、事業費が膨大であることなどから、今後の事業の進め方について十分協議すること。

### (4) 大戸川ダム

大戸川ダムは、一定の治水効果があることは認める。

しかしながら、京都府の技術検討会における評価においても、「大戸川ダムは、中・上流の改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてさらに検討を行う必要がある」とされており、施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない。

また、大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等については、事業主体である国が引き続きその責務を果たすべきであり、それを強く求めるとともに、その場合において、住民の犠牲も踏まえ、滋賀県、京都府と助け合って事業における責任を果たしていく用意があることを明言する。

### (5) 天ヶ瀬ダム再開発

天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流のために有用であり、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

### (6) 川上ダム

川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できるため、その建設について、環境への配慮を行いつつ早急に整備を図ることに基本的に合意する。ただし、更なるコスト縮減と、負担の平準化を図ること。

### (7) 余野川ダム

戦後最大洪水を対象とした場合、余野川ダムを建設する案よりも河川改修のみの案の方が今後必要となる総事業費の比較において経済的であることから、ダムを当面実施しないという本案に基本的に同意する。

また、余野川ダム建設事業は、地元、地権者など関係者の多大な協力のもと進められてきたものであることに鑑み、当面余野川ダム事業が実施されるまでの間、ダム事業と一体のものとして建設を進めてきた「水と緑の健康都市（箕面森町）」の事業に支障を生じさせないための措置を明確にするとともに、関連する地域整備事業の進捗並びに、今後、ダム建設の円滑な着手のためのダム事業用地の維持管理について、その財源措置、執行体制などを含め国が責任をもって対応されることを強く求めるとともに、ダム建設再開の時期についての検討もあわせて行うこと。

更に、利水撤退にともなう負担について、地元市等、関係者の理解を得られるよう十分協議調整されること。

### (8) 猪名川銀橋周辺狭窄部

銀橋周辺狭窄部については、平成 22 年度未完了を目処に国が総合治水対策特定河川事業として進めている川西・池田地区の改修が完了次第、これに応じた部分開削を進めることとしており、その後のさらなる開削については、下流の河川整備の進捗状況に応じて十分調整すること。

### 3. 環境

#### (1) 淀川大堰などによる水位操作の改善

淀川大堰湛水域の平常時水位を OP+3.0m から OP+2.5m に変更するに当たっては、現在、淀川から取水している施設や大川（旧淀川）への影響が予想されることから、取水施設や大川への影響などを十分協議した上で、施設操作の変更を行うこと。

#### (2) 河川の水質保全対策

大阪府が管理する一級河川寝屋川の水質については、下水道の整備や河道での水質浄化対策により改善されてきたが、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）に掲げた目標達成には至っていない。寝屋川の水質改善効果が見込める淀川から寝屋川への導水を常時行うこと。

また、淀川本川への京都府内下水処理水の流入を分離するとしている流水保全水路については、事業目的、効果、負担の考え方等が不明確であることから事業の見直しを行うこと。

#### (3) ダム貯水池等の水質保全対策

ダム貯水池等の水質保全対策については、その効果、工法選定経過を明確にするとともに、関係府県と十分調整したうえで実施すること。

#### (4) 外来種対策について

外来種対策については、その被害の防止を目的とした特定外来生物法により、厳しく規制がされている。また、同法では、生態系等に係る被害が生じた場合、主務大臣及び国の行政機関の長は、法の規定により防除を行うものとされており、まず法により十分な実効性を上げることが必要と考える。

### 4. 利水

#### (1) 渇水調整の円滑化

渇水調整にあたっては、これまでの利水者の水源確保努力等が反映されるよう、十分、協議調整をした上で実施すること。

#### (2) 丹生ダム

丹生ダムについては事業計画や事業費および負担割合も明らかにされていないことから、意見を述べることを留保する。渇水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議すること。

### 5. 利用

河川敷や水面利用については、現在、地域住民や自治体等が利用していることから、利用者や関係機関の意見も十分聞いて判断すること。

### 6. その他

#### (1) 事業費と実施時期

整備計画の実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ること。また、利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ること。

(2) ダム事業の地域整備に関する新たなルールづくり

ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ること。

(3) 瀬田川洗堰

瀬田川洗堰については、今後も引き続き、下流の安全を前提に操作することを求める。

(4) 新たな協議会の設立

危機管理体制、ハザードマップの作成、ポンプ調整運転等の検討を目的とした「水害に強い地域づくり協議会（仮称）」や「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」などの設立については、同様の目的を持つ現行協議会との再編も含め調整を図ること。

A121.2.13

# 淀川水系5ダムに関する要望

平成23年1月

大阪府

## 淀川水系5ダムに関する要望

平素から大阪府政の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本府は、国と地方がそれぞれの権限・財源・責任を明確に分離し、「地域のことは地域の責任で決める」地域主権の確立を目指すべき、また現在の国と地方の役割分担の中においても、地域の判断が尊重される仕組みであるべきと考えています。

国土交通省が所管する淀川水系5ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム、丹生ダム、余野川ダム）については、平成21年2月13日の淀川水系河川整備計画（案）に対する知事意見並びに平成22年9月21日の丹生ダムに対する要望において、本府の考え方を示しました。

このたび、国及び独立行政法人水資源機構から大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダムの計画に関する照会がありましたので、これらに対して意見を回答したところですが、併せて、淀川水系5ダム、現在実施されているダム検証及び直轄事業負担金制度に関し、地域の意見を十二分に反映するよう、以下の点について、強く要望します。

平成23年1月

大阪府知事 橋下 徹



## 1. 淀川水系5ダムについて

### ◆大戸川ダム

治水ダムとしては、一定の治水効果はあるものの、淀川水系における施策の優先順位を踏まえ、ダム本体工事は凍結するものとし、当面は生活再建事業である付替県道の整備に協力するが、事業の実施に際しては、建設費用とその負担の更なる縮減を図ること。

### ◆天ヶ瀬ダム再開発

事業の実施に際しては、建設費用とその負担の更なる縮減を図ること。

### ◆川上ダム

現在実施されているダム検証にあたっては、大阪府水需要予測の下方修正を踏まえ、既存ダムの利水容量の有効活用などによる計画の再検討を行うとともに、建設費用とその負担の更なる縮減を図ること。

### ◆丹生ダム

異常渇水対策の必要性も含めた調査・検討結果を早急に明らかにしたうえで、それを踏まえた事業計画の早期提示を求める。また、利水撤退に係る精算を早急を実施すること。

### ◆余野川ダム

箕面森町の事業に支障を生じさせないことや、関連する地域整備事業の完遂並びにダム事業用地の維持管理について、国が責任をもって対応すること。

特に、利水負担金については、これまで追徴金撤回はもとより既払負担金 11 億円の全額返還を求めてきたところである。利水精算にあたっては、ダム建設の遅れにより大阪府営水道への水源変更を余儀なくされたという箕面市の特殊事情を十分に踏まえ、早期解決を図ること。

## 2. ダム検証について

「できるだけダムにたよらない治水対策を目指すこと」、「ダム事業中止に伴うルールを策定し、地方の負担を明確にすること」、「大阪府域の治水安全度に影響を与えないこと」を基本的な考え方として、その検証過程において地方の意見を十分反映すること。

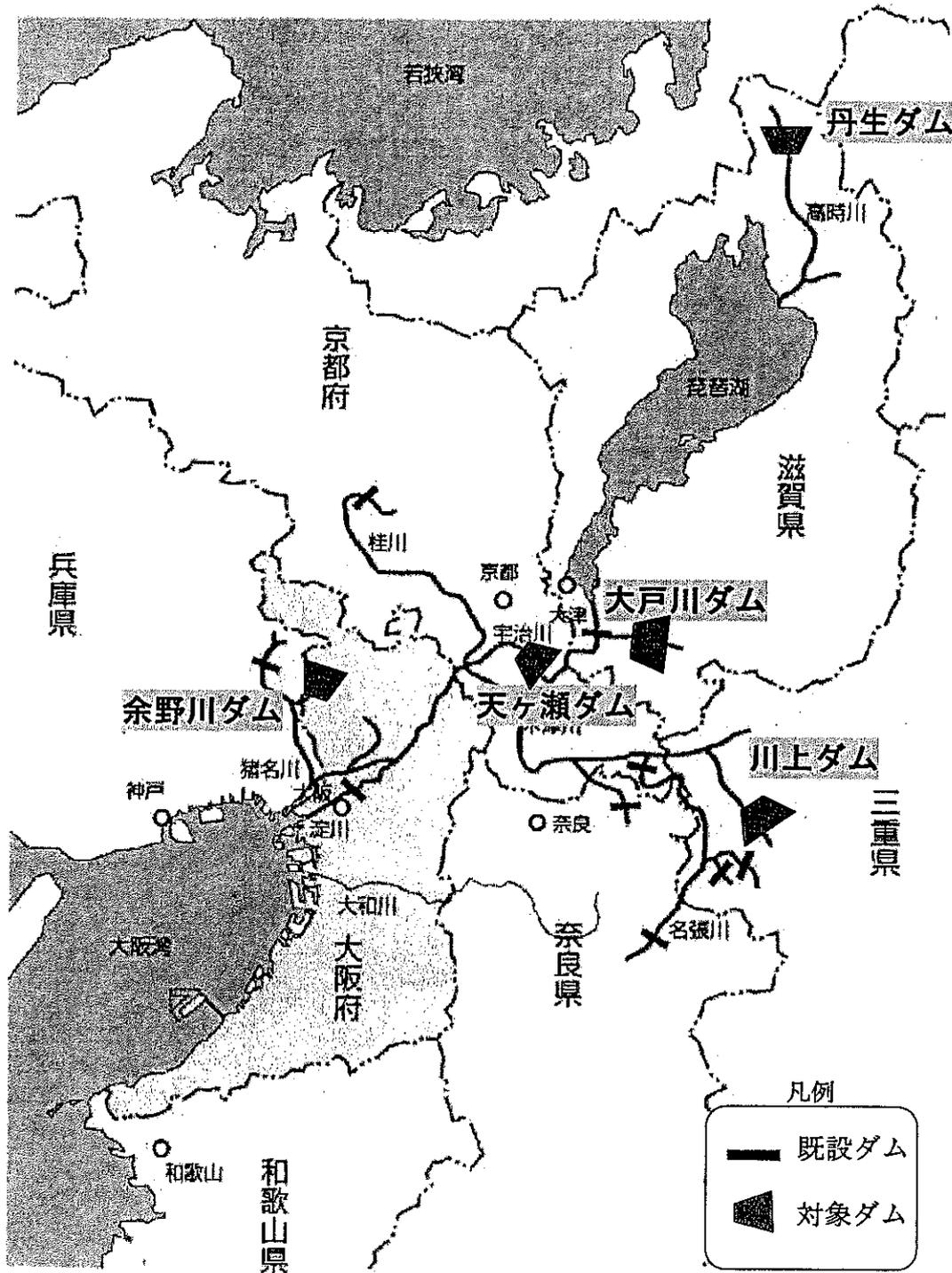
## 3. 直轄事業負担金制度について

「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程（素案）」が地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月）の中で明記されたことを踏まえ、早急に直轄事業負担金制度を廃止すること。

また、維持管理に係る直轄事業負担金が平成 23 年度に全廃されることを契機に、将来の維持管理費の軽減を主目的とする施設の建設費についても地方負担の縮減を図ること。

# 淀川水系5ダムについて

<位置図>



総 治 第 1038 号  
平成 23 年 7 月 27 日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

兵 庫 県 知 事



丹生ダム建設事業 事業再評価に係る対応方針（原案）に対する意見（回答）

平成 23 年 7 月 8 日付 23 ダ設第 32 号により意見照会のありました標記のこと  
について、下記のとおり回答します。

記

丹生ダム建設事業で確保するとされている渇水対策容量については、下記理由により、丹生ダム基本計画に渇水対策容量を位置づけた平成 4 年当時と比べ、必要性・緊急性が低下していると考えます。

- ①人口減少等による長期的な水需要の減少が想定されること。
- ②洪水期初期の琵琶湖制限水位を高く維持するなどの弾力的な水位操作により異常渇水時の水位低下を抑制する方法が考えられること。

このことから、本県は、これまで、「淀川水系河川整備計画」策定及び「丹生ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約作成にかかる意見照会に対し、「渇水対策容量の必要性・緊急性の有無についての検討」を求めて来たところであり、その検討結果について早急に明らかにされたい。

